明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　一
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令（防衛一）　二

〔告　示〕
○令和二年歌会始のお題を定められた件（宮内庁五）　三
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委二）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一一八～一二二）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三三～一三七）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一）　七
○道路に関する件（北海道開発局一～三）　八

〔国会事項〕
内閣　法務省　八

〔人事異動〕
官庁事項　一〇

〔叙位・叙勲〕
国家試験　一〇

〔褒　賞〕
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　一二
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一二

〔皇室事項〕
二千十九年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）　一二

〔官庁報告〕
適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係　一三
諸事項　一三

〔公　告〕
官庁
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　二
会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十六条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十五日

厚生労働大臣　根本　匠

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（現況の届出）	（現況の届出）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　障害年金の支給を受けている者　次に掲げる書類	一　障害年金の支給を受けている者　指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類
イ　指定日前一月以内に作成された障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長（都の特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本	イ　障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長（都の特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本
ロ　指定日前三月以内に作成された障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	ロ　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
二　障害児養育年金の支給を受けている者　次に掲げる書類	二　障害児養育年金の支給を受けている者　指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類
イ　指定日前一月以内に作成された障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本	イ　障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
ロ　指定日前三月以内に作成された障害児の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	ロ　障害児の障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書